

京都市告示第 97 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年4月10日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
深草経49号線	伏見区深草大亀谷東久宝寺町31番地の17地先から	旧	メートル 77.90	メートル 2.00 ~ 6.23
	同町41番地の6地先まで	新	77.90	6.00 ~ 10.10
深草緯104号線	伏見区深草大亀谷大谷町10番地の7地先から	旧	42.00	2.20 ~ 6.00
	同区深草大亀谷東久宝寺町41番地の6地先まで	新	42.00	6.00
	伏見区深草大亀谷大谷町11番地の4地先から	旧	20.90	2.30 ~ 3.30
	同区深草大亀谷東久宝寺町40番地の1地先まで	新	20.90	6.00

(建設局土木管理部道路明示課)